

NEXUS

2021
No.717

9

「NEXUS (ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなが、ご活用頂ける情報誌をめざします。



CONTENTS

- | | |
|--|---|
| 01 ●Opinion
「就任の御挨拶」
東北経済産業局長 平井 淳生 | 09 中小企業者向け設備導入支援制度のご案内 |
| 02~13 ●主要記事 | 10 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業のご案内 |
| 02 岩手緊急事態宣言及び新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について | 11 岩手県ILC推進協議会 ILC Current Topics(第2号) |
| 03 岩手県の最低賃金が改定されます(岩手労働局) | 12 第2回 いわてキラリ企業・採用広報戦略研究会 開催
インボイス制度導入セミナーの開催について |
| 04~05 令和元年度補正・令和二年度補正
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ
[一般型(新特別枠含む)・グローバル展開型](8次締切分) | 13 中小企業組合検定試験のお知らせ |
| 06~07 働き方改革推進支援助成金「団体推進コース」のご案内
働き方改革推進支援助成金の活用事例 | 14~15 ●岩手県内中小企業概況(7月) |
| 08 令和3年度いわて産業人材奨学金返還支援制度 奨学金返還を支援します! | 16 ●中央会Information
第73回中小企業団体全国大会開催のご案内
新春中央会組合トップセミナーのご案内
今後のセミナー開催予定(多様な人材確保等総合支援事業) |

岩手県中小企業団体中央会

<https://www.ginga.or.jp/>

「就任の御挨拶」

東北経済産業局長 平井 淳生



令和3年7月1日付けで東北経済産業局長に就任しました平井でございます。

今年には東日本大震災から10年の節目の年であり、震災によって大きな被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、この10年間、復興にひたむきに携わってこられた皆様の御努力に、心より敬意を表する次第でございます。これまで堅実な復興需要に支えられ、確実に復興が進んでいると承知しておりますが、産業や地域を丁寧に見ればまだまだ多くの課題があることも認識しております。

私の簡単な自己紹介をいたします。大阪の出身で、京都大学・大学院で電子工学を専攻しました。平成4年に当時の通商産業省に入省し、半導体やIT、DX等の分野をはじめ、中小企業施策や技術施策等にも携わりました。前職では内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室にて、デジタル庁設立準備として、自動運転／高度道路交通システム、テレワーク及び情報セキュリティに関する業務等を担当しました。

また、官民交流でテレビ番組プロダクション企業への出向や、商務情報政策局では文化情報関連産業課長として、ゲームやアニメーションなどエンターテインメントをはじめとするコンテンツ担当の経験もございます。地方勤務では九州経済産業局の地域経済部長を務めました。

この度、東北経済産業局長を拝命しまして、現場主義を貫き、東北地域の産業の大部分を担っている中小企業・小規模事業者の皆様、地域の経済を支えその動向を敏感に感じ取られていらっしゃる金融機関や支援機関等の皆様の御意見によく耳を傾け、地域に寄り添った行政を進めていきたいと考えております。

東北経済産業局では、現在、2021年度を終期とする中期政策（2019～21年度）に取り組んでおります。今年度が最後の年ですから、政策に掲げた目標の達成に向けて身の引き締まる思いであります。その中で5つの重点分野を掲げておりますが、特に注力したいのが「東日本大震災からの創造的復興」でございます。次期中期政策においても、東北経済を牽引する自動車、半導体・デバイス、医療機器やそれらの関連産業の創造力を引き出すとともに、イノベーション促進による新たな産業の創出などに積極的に取り組んでまいりたいと思います。さらに、エネルギーの安定供給、カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の特性やアイデアを存分に活かしていくことが重要と考えております。

また、昨年からは世界規模の流行が続く新型コロナウイルス感染症は、人々の生命・健康や生活を脅かし、経済活動にも大きな影響を及ぼしております。一方、このような厳しい環境下において、脱炭素、デジタル化等、ポストコロナを見据えた変化が動き始めており、私たちは、新たな時代に柔軟に対応していく必要性にも迫られております。

東北経済産業局としましても、事業者の皆様の事業継続支援に加え、事業再構築、大胆な設備投資やイノベーションの誘引を図り、新たな時代における創造的復興を推し進めて参ります。

引き続き、経済産業政策に対する、皆様方のご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。



岩手緊急事態宣言及び新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について

県は、新型コロナウイルスの感染が急拡大している状況を受け、独自の「岩手緊急事態宣言」を出しました。岩手緊急事態宣言に伴い、営業時間短縮要請に協力をした飲食店又は喫茶店に対して、協力金を支給いたします。

詳細は下記サイトをご覧ください。

岩手緊急事態宣言

●**期間**：令和3年8月12日から、岩手県の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が10人未満となるまで。

●**対象区域**：岩手県全域

【飲食店・事業所へのお願い】

●飲食店

- ・飲食店等は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底。
- ・「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組むこと。
- ・接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録すること。

●事業所

- ・従業員の健康状態を記録すること。
- ・昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底すること。
- ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減すること。
- ・オンライン会議の活用等により、出張機会を低減すること。
- ・休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、職場内の感染対策を徹底すること。

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

●協力金の主な支給要件

- ・以下の**営業時間短縮要請の対象店舗**であること（令和3年8月29日以前から営業していること）。

食品衛生法第52条に基づく**飲食店**又は**喫茶店**の営業許可を受けた盛岡市全域の店舗。

（対象外：宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等）。

- ・要請期間中の**全ての日（令和3年8月30日～9月12日）**において、**20時までの営業時間短縮要請**にご協力をいただいていること。
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底していること。

●協力金の支給額

【中小企業等】※前年度又は前々年度の売上高

1日の売上高（※）	約8.3万円以下	約8.3万円超～25万円	25万円超
協力金の支給額	2.5万円/日	売上高の3割/日	7.5万円/日

【大企業等】1日当たりの売上高減少額の**40%**（1日当たり「上限20万円」又は「売上高×0.3」のいずれか低い額）

●**申請期間**：令和3年9月13日（月）～10月31日（日）

●お問合せ先

岩手県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター

TEL：019-629-6918 受付時間：平日午前9時から午後5時まで

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1046412.html>





岩手県の最低賃金が改定されます（岩手労働局）

岩手県の最低賃金は令和3年10月2日（土）から **821円** に改定されます。（令和3年9月2日官報公示）

【岩手県の最低賃金】

1時間 821円 （令和3年10月2日（土）改定発行）

【※現行793円 → 改定後821円（28円引上げ）】

【適用対象労働者】

全ての事業主は、雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

【対象となる賃金】

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

【岩手県最低賃金と特定（産業別）最低賃金】

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」が設定されており、特定（産業別）最低賃金については、現在、岩手地方最低賃金審議会において改正に向けた調査・審議が行われております。

◆詳細は、岩手労働局労働基準部賃金室へお問い合わせください。 TEL：019-604-3008

-----「中央最低賃金審議会小委員会 最低賃金引き上げ目安額28円決定」-----

今回の最低賃金引上げは、1978年度の目安制度開始以降で最高額となる大幅な引上げとなった。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、リーマンショックの影響を受けた2009年度以来11年ぶりに目安を示さなかったが、今回の28円の引上げは、最低賃金を時給で示すようになった2002年度以降で最高額となった。例年、小委員会では、労使代表と有識者らの公益委員との話し合いによって結論を出してきたが、今年度は、目安制度が始まって以来2回目となる採決となった。採決では、労使双方が同意するのが慣例であったが、経営側委員は採決を退席した。

決定を受け、商工三団体は連名で下記のコメントを発表した。

地域別最低賃金額決定の目安に対するコメント

2021年7月14日
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

本日、地域別最低賃金額改定の目安に関する審議が実質的に結審し、全国加重平均額では28円、3.1%の大幅な引上げとなった。

最低賃金は全ての企業に一律に強制力をもって適用されることから、長引くコロナ禍により飲食業や宿泊業を中心に極めて厳しい業況の企業が多い今年度については、なお事業の存続と雇用の維持を最優先にすべき状況であることを踏まえ、「現行水準を維持」することを強く主張してきた。

東京で4回目となる緊急事態宣言が発出されるなど、先が見通せない経済情勢の中、昭和53年度の目安制度開始以降で最高額となる大幅な引上げとなったことは極めて残念であり、到底納得できるものではない。中小企業・小規模事業者の窮状、とりわけ困窮している飲食業や宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ない。多くの経営者の心が折れ、廃業が更に増加し、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念する。

中央最低賃金審議会は本来、各種指標やデータに基づき、公労使による真摯な議論によって、納得感のある結論を導き出すべき場であるが、今回、「骨太の方針」に記載された最低賃金引上げの政府方針を追認するような結論となったことは、審議会及び最低賃金決定のあり方自体に疑問を抱かざるを得ない。

今後行われる地方の審議会では、中小企業・小規模事業者や地域経済の窮状をしっかりと考慮した検討が行われることを切に願うとともに、政府はコロナ禍の影響に苦しむ中小企業・小規模事業者への支援や雇用対策に万全を期されたい。



令和元年度補正・令和二年度補正

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ 【一般型（新特別枠含む）・グローバル展開型】（8次締切分）

【事業概要】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。

補助上限 【一般型】 **1,000万円** 【グローバル展開型】 **3,000万円**

補助率 【通常枠】 中小企業 **1/2**、小規模企業者・小規模事業者 **2/3** 【低感染リスク型ビジネス枠】 **2/3**

補助要件 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額+3%以上/年
 - ・給与支給総額+1.5%以上/年
 - ・事業場内最低賃金 \geq 地域別最低賃金+30円
- ※新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況を鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引き上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします。

【一般型】 補助金額：100万円～1,000万円

中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システムの投資等を支援

【グローバル展開型】 補助金額：1,000万円～3,000万円

中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの）

【公募期間】

公募開始：令和3年8月17日（火）17時～

申請受付：令和3年9月1日（水）17時～

応募締切：令和3年11月11日（木）17時（8次締切）

○7次までの各締切で不採択だった方は、8次締切に再度ご応募いただくことが可能です。8次締切分の採択発表は、令和4年1月中旬を予定しています。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、8次締切後も申請受付を継続し令和3年度内に以下の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時、採択発表を行います。9次締切分は令和4年2月頃（応募締切）。（変更の可能性有。）

【主な変更点】

○成長性加点および災害等加点の変更について（7次締切分からの変更）

- ・「7次締切」より、加点項目の要件について、以下の通り変更しています。

成長性加点：「有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者」

災害等加点：「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者」

いずれも「7次締切」より「申請中」の場合は加点対象となりませんので、応募をご検討中の方において、本項目による加点を希望される場合は、早めに承認・認定取得の準備をお願いいたします。

○補助対象者の要件変更について（8次締切分からの変更）

・「8次締切」より、過去3年間に、既に2回以上、類似の補助金※の交付決定を受けた事業者は、本事業の補助対象者から除かれます。（1回の交付決定を受けている場合は減点。）

※平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、令和元年度補正・令和二年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

○政策加点の変更について（8次締切分からの変更）

・「パートナーシップ構築宣言を行っている事業者」を加点項目に追加しました。 ※「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者。（応募締切日時点）

○賃上げ加点の変更について（8次締切分からの変更）

・「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」、又は、「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」に対して従業員数の規模に応じた加点を行います。

○重複案件対象者の変更について（8次締切分からの変更）

・同一法人、事業者が今回の公募で複数申請を行っている事業に該当する場合は不採択、採択決定の取消、又は交付決定の取消の措置を行います。 ※

※親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社のみでの申請しか認められません。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。これらの場合において、複数の事業者が申請した場合には、申請した全ての事業者において申請要件を満たさないものとして扱いますのでご注意ください。なお、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。

○応募申請にかかる留意点（7次締切分からの変更）

・認定経営革新等支援機関や専門家等の外部支援を受けている場合には、支援者の名称、報酬、契約期間を必ず記載してください。支援を受けているにも関わらず情報が記載されていないことが明らかになった場合には、申請にかかる虚偽として、不採択、採択決定の取消、又は交付決定の取消を行います。

（その他、詳細につきましては、「ものづくり補助金総合サイト」<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>に掲載されている公募要領をご参照ください。）

【お問い合わせ先・ものづくり補助金総合サイト】

○応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

<ものづくり補助金事務局サポートセンター>

受付時間：10：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号：050-8880-4053

ものづくり補助金総合サイト：<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

メールアドレス：公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp





働き方改革推進支援助成金「団体推進コース」のご案内

中小企業事業主の団体や、その連合団体が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成をしています。詳細は、下記サイトをご覧ください。

対象事業主

以下のいずれかに該当する事業主団体などです。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
 - ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人）
 - イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結しているなどの要件を満たすこと。

支給対象となる取り組み

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催などの事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取り組みの事業

成果目標

支給対象となる取り組みについて、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引き上げに向けた改善事業の取り組みを行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取り組みまたは取り組み結果を活用すること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取り組みの実施に要した経費を支給します。

【助成額】以下のいずれか低い方の額

- ① 対象経費の合計額
- ② 総事業費から収入額を控除した額
- ③ 上限額：（1）原則**500万円**
（2）都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体など（傘下企業が10者以上）に該当する場合の上限額は**1,000万円**

申請期限

令和3年11月30日（火）必着

お問い合わせ先

岩手労働局 雇用環境・均等部

TEL：019-604-3010

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>（厚生労働省）



事例1

清掃業務の効率向上に向けたAI・ICT機器の活用、従業員の定着・採用の強化に向けた共同求人サイトの開設

岩手県ビル管理事業協同組合

団体概要

ビル管理事業全般の業務を行っている専門企業が集まる協同組合です。所在地：盛岡市、組合員数：26事業主

組合員から、人手不足、人件費高騰、人材採用難、さらには募集広告費の増大等が共通課題として挙げられている中で、組合の全国組織の総会に参加した際、本助成金の活用が紹介され、最先端技術を活用した課題解決を目指しました。ロボット掃除機の導入に当たり、東京都内にある清掃事業者の視察を行いました。

その後、組合員に対し、セミナー形式で、各種のロボット掃除機の紹介や、実演、質疑応答を行いました。

それを踏まえて、10種類以上ある機種の中からAI搭載型とセンサー感知型の2機種を選定して6台のロボット掃除機を導入し、組合員が共同利用できるようにしました。

また、参画企業を募り、共同求人サイトを開設しました。

実施結果

ロボット掃除機は、作業品質を保ちながら、人件費の高騰や人材不足に伴う時間外労働の改善などに繋げていける見込みがあります。

共同求人サイトには効果が認められたので、今後、各社においての求人方法の見直しにつなげる一つの結果になったと思います。

組合員企業

団体事務局

事例2

売上拡大に向けた新たなビジネスモデル構築、専門家への相談体制の整備

全国化粧品小売協同組合連合会

団体概要

お客様から信頼を寄せられる化粧品販売を行うことを目的とした協同組合の連合組織です。所在地：東京都 組合員数：4,490事業主

組合員においては、売上げの伸び悩み、労働環境の未整備、管理業務の非効率などの問題に関し、各店で個別に対応している状況だったため、新ビジネスモデルの開発や、相談受付・情報提供体制の整備などによる支援を行いたいと考えました。そこで、正しい姿勢の取り方やメイクの落とし方に始まり、肌・首・頭皮の手入法から店頭でのサービス提供方法に至るまでの一連のプログラムを「化粧健康法」として開発し、組合員に提供しました。

それにより、単にモノ（化粧品）を販売するだけでなく、サービスの提供によって顧客からの信頼や来店頻度を高めて売上げの拡大を図るようなビジネスモデルの構築・普及を推進しました。

また、労働環境整備に関するコールセンターの設置や、Webサイト「粧サポ」にキャリアコンサルタントなど専門家にオンラインで相談できるコンテンツや助成金など支援策の情報を提供するコンテンツを設け、相談受付・情報提供体制の整備などを実施しました。

実施結果

化粧健康法プログラム

化粧健康法プログラムは、お客様の健康をサポートし、きれいになりながら心地よく、健康でイキイとした生活を送っていただきたいの思いから生まれました。

化粧健康法プログラムはどんなことをするの？

- 1. 正しい姿勢の取り方
- 2. 肌・首・頭皮の手入法
- 3. 店頭でのサービス提供方法

化粧健康法プログラムをしたらどんなことに役立つの？

- 1. 血行をよくし、肌をほぐすことで「こり」の予防に役立ちます。
- 2. また、こじった身体への働きかけ次第で「食へるからかかってくる」状態への改善にもつながります。



様々な支援メニューが迅速に提供され、それらがオンラインで完結されるシステムは、大変ありがたいです。

「化粧健康法」や「粧サポ」といったビジネスモデルの構築により、組合員の収益源の多様化が図られました。

専門家へ相談できる場を用意したことで、個別の組合員では得ることが難しい効果的な労働環境整備の支援ができました。



Webサイト「粧サポ」サポートコンテンツの一部

<p>経費削減支援 粧サポ/経費削減WIN</p> <p>全国対応 (比較試算無料)</p> <p>業界初回数相見積もり丸投げサポート</p> <p>経費削減</p> <p>詳しくはこちら</p>	<p>助成金取得支援 粧サポ/Jマッチ</p> <p>全国対応 (年間スポット契約)</p> <p>国内初助成金取得支援サービス</p> <p>社労士 コンサル</p> <p>詳しくはこちら</p>	<p>事務作業全て外注 粧サポ/BizPlatform</p> <p>訪問・巡回指導対応 (紹介無料・顧問契約)</p> <p>国内最大1800社マッチング</p> <p>税理士 社労士</p> <p>詳しくはこちら</p>
--	--	---



令和3年度いわて産業人材奨学金返還支援制度 奨学金返還を支援します！

岩手県では、岩手で暮らし、働きたい若者の奨学金の返還を支援します。**(最大250万円まで助成)**
岩手県出身者に限らず、岩手県内の認定企業への就職を希望する若者を全国から広く募集しています！
詳細は、下記サイトをご覧ください。

応募対象者

次のいずれにも該当する方を応募対象者とします。

- ①独立行政法人日本学生支援機構の**第一種奨学金**（無利子）及び**第二種奨学金**（有利子）の貸与を受けており、**将来返還予定**又は**返還中**であること。
- ②応募の時点で、次に掲げるいずれかの方
理工系（工学、理学、農学、薬学、情報学（これらに相当する学部・研究科含む。))の学位又は文系の学位を取得予定又は取得済の方
- ③応募の時点で、次に掲げるいずれかの方

区分	在籍する大学等	申請可能な学年等
学生	大学院の修士課程	1年生以上
	6年制大学（薬学部、またはこれに該当する学部のみ）	5年生以上
	大学	3年生以上
	高等専門学校（専攻科を含む）	4年生以上
既卒者	上記の大学等を卒業し、 県外で就業している35歳未満の方 （令和3年4月1日時点）、又は 県内に正規雇用で就業していない35歳未満の方 （令和3年4月1日時点）で、 今年度までに県内の認定企業において就業し、かつ居住する意志を有すること。	

- ④岩手県の認定を受けた**県内の「認定企業」**への就業を希望する方
※「認定企業」は**県・ものづくり自動車産業振興室 HPにて確認**できます。
- ⑤**岩手県内に定住**することを希望する方

認定要件

学生	大学等を卒業後に岩手県内の「認定企業」に正規雇用され、 8年間継続して勤務する見込み であること。勤務場所は 県内の事業所 とし、 県内に定住する見込み であること。
既卒者	認定申請日において 既に大学等を卒業し、県外において就業している者 、又は 県内に正規雇用で就業していない者 で、認定申請後に岩手県内の「認定企業」に正規雇用され、 8年間継続して勤務する見込み であること。（勤務場所、定住要件は学生と同じ）

助成内容

区分	助成率	支援上限額
大学（6年制含む）及び大学院の在学期間を通じて奨学金の貸与を受けていた者	1/2	250万円
大学の在学期間に奨学金の貸与を受けていた者（高等専門学校専攻科含む）		150万円
大学院の在学期間のみ奨学金の貸与を受けていた者		100万円
高等専門学校の在学期間に奨学金の貸与を受けていた者		70万円

募集人員・募集期間

募集人員：120名 募集期間：令和3年10月15日（金）

お問い合わせ先

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室
TEL：019-629-5553 <https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/monozukuri/ikusei/1008964.html>



公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部
TEL：019-631-3824 <https://www.joho-iwate.or.jp/scho21>





中小企業者向け設備導入支援制度のご案内

公益社団法人いわて産業振興センターでは、中小企業の経営基盤の強化に必要な設備導入促進を支援する設備貸与事業を実施しています。また、平成27年度より設備貸与制度は商工会議所・商工会を通して申込まれることにより、返済期間の緩和措置が可能となります。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

制度の概要

岩手県内の中小企業の皆様が必要とする機械・設備をセンターが商社・メーカーから直接購入し、長期・低利で貸与（割賦販売）する公的制度です。

対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業（企業組合・協業組合含む）
貸付期間	3年～10年 （導入設備耐用年数上限） （条件3を満たせば10年以内で2年延長可能）
貸付限度額 （消費税含む）	100万円～1億円 （条件1を満たせば2億円）
対象設備	設備（建物を除く）
保証金	貸与額の10% （条件1を満たせば5%） （最終償還時に返還）
利息 （貸与損料）	年率1.20%～1.60%（固定金利） （申込企業の財務内容により決定） （条件2を満たせば-0.1%）
連帯保証人	法人：代表者1人 個人不要 （経営者保証ガイドラインに準拠）

優遇条件

1 次の企業は貸付限度額が2億円に拡大、保証金が5%に軽減されます。

- ① 中小企業等経営強化法に基づく計画認定企業（経営革新・異分野連携）
- ② 中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画認定企業
- ③ 農商工等連携促進法に基づく事業計画認定企業
- ④ いわて希望応援ファンド、いわて農商工連携ファンド採択企業
- ⑤ 自動車関連産業生産体制強化計画認定企業
- ⑥ 加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業
- ⑦ 県内企業5社以上に下請発注している企業
- ⑧ 県内企業への下請発注額が1,000万円以上の企業
- ⑨ 今回の設備を設置することで⑥～⑧のいずれかに該当する企業

2 次の企業は適用利率から0.1%引き下げられ、据置期間を2年とすることが可能となります。

- 東日本大震災で被災し、市町村等が発行する罹災証明書等の発行を受けている洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、住田町、大船渡市及び陸前高田市の中小企業

3 次の企業は貸付期間を耐用年数プラス2年以内（最長10年）とすることが可能となります。

- 商工会及び商工会議所を経由して申込をした企業

お問い合わせ

公益社団法人いわて産業振興センター 総務金融部 設備貸与担当
 TEL：019-631-3821 FAX：019-631-3830
<https://www.joho-iwate.or.jp/setsubi>





岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業のご案内

県では、事業者の皆様が、主に県内で発生する産業廃棄物や事業系一般廃棄物（以下、産廃等）の3Rの推進に関する取組の経費の一部を補助する標記事業の公募を開始いたしますのでご案内いたします。

事業メニュー

① 企業内ゼロエミッション推進事業

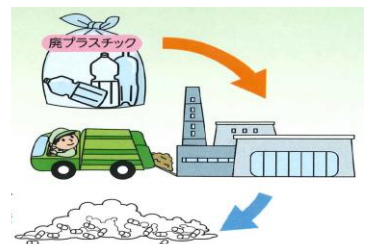
●対象：自社内で発生する産廃等の3Rを推進しようとする先進性のある事業



●補助率：2分の1以内
●補助金額：100万円～1,000万円

⑤ 廃棄物利用製品製造推進事業

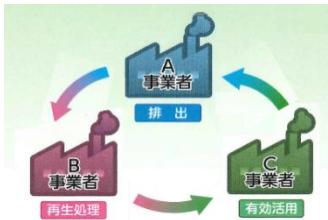
●対象：主に県内の事業者等から排出される産廃等を利用した製品の製造を行おうとする事業



●補助率：2分の1以内
●補助金額：100万円～1,000万円（一定要件で1,500万円）

② 地域・企業間ゼロエミッション推進事業

●対象：複数の事業者等が共同で相互又は一方から発生する産廃等の3Rを推進しようとするものであって地域循環共生圏の構築に資する先進性のある事業。



●補助率：3分の2または2分の1以内
●補助金額：100万円～3,000万円（一定要件で4,500万円）

⑥ ゼロエミッション普及促進事業

●対象：自ら排出する産廃等の3Rを推進しようとする事業 ※バイオディーゼル燃料(BDF)を製造する場合は、自ら又は県内の事業者等が排出する産廃等の3Rを推進しようとする事業



●補助率：3分の1以内
●補助金額：100万円～500万円

③ 廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業

●対象：自ら又は主に県内の事業者等から排出される産廃等の3Rに関する新技術の研究開発を行おうとする事業。

●補助率：10分の10、3分の2または2分の1以内
●補助金額：100万円～1,000万円

④ 廃棄物利用製品開発推進事業

●対象：主に県内の事業者等から排出される産廃等を利用した製品の開発を行おうとする事業。

●補助率：2分の1以内
●補助金額：100万円～1,000万円

⑦ 環境産業育成支援事業

●対象：県再生資源利用認定製品製造事業者が製造するリサイクル製品の商品力強化または販売促進の取組を行おうとする事業及び事業メニュー①から⑥までの事業により補助金を受けて開発もしくは製造した製品または技術の利用促進を目的として実施する事業。

(1) 認定製品に関する取組 (2) 認定製品以外の取組
●補助率：(1) 2分の1以内 (2) 3分の1以内
●補助金額：(1) 30万円～300万円 (2) 20万円～200万円

補助対象者

(事業区分によって異なりますので事前にご相談ください。以下は対象者要件の一部です。詳細は別途ご確認ください。)

①～⑤ 県内に事業所を置く、または置こうとする事業者（NPO法人含む） ほか

⑥ エコショップいわて認定店を有する事業者、いわて地球環境にやさしい事業所認定事業者 ほか

⑦ 岩手県再生資源利用認定製品製造事業者 ほか

スケジュール等

●公募期間：令和3年10月1日(金)～11月30日(火)

●採択事業者決定：令和4年3月(予定)

●対象事業期間：交付決定日(令和4年4月予定)～令和5年2月28日

●お問い合わせ先：岩手県環境生活部資源循環推進課

(TEL：019-629-5367 FAX：019-629-5369)

詳細ページQRコード





岩手県 ILC 推進協議会 【ILC Current Topics】 (第2号)

今年度第1回目の I L C (国際リニアコライダー) 技術セミナーが6月30日に盛岡市プラザおでつで開催されました。

I L C 技術セミナーは加速器関連産業への参入に関心のある企業等を対象に開催しているもので、今回は、I L C 国際推進チームから公表された「I L C 準備研究所提案書」の概要や I L C 建設後における東北のまちづくりのあり方、I L C を想定した機器の設置・輸送方法の研究に関する講演、加速器関連産業に参入している企業による事例紹介が行われ、企業・行政・研究者等幅広い業種から47名の方が参加しました。

I L C は最先端技術の結集であり、I L C 実現により、県内での加速器関連産業の集積や様々な分野でのイノベーション創出が期待されています。

平成27年、本県加速器関連産業の集積を促進することを目的として、「いわて加速器関連産業研究会」(会長：藤代博之氏(岩手大学理事・副学長))が設立され、同研究会を軸に、セミナーを通じた技術指導や、専門知識を有するコーディネーター等によるマッチングなどの企業支援が行われています。

I L C 技術セミナーもこの取組の一環で行われているもので、今年度は三大学(岩手大学、岩手医科大学、岩手県立大学)といわて加速器関連産業研究会の共同で開催されます。

第2回は岩手大学、第3回は岩手医科大学、第4回は県立大学が主体で企画・運営を行い、「つくる加速器、つかう加速器」をテーマに、加速器関連産業への参入にとどまらず、様々な分野での活用の可能性などについて、全5回の講演が行われる予定です。開催案内はその都度、会員向けメールやHPなどで行われます。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、会員向けにセミナーの様子動画配信なども行っています。

HPでは、いわて加速器関連産業研究会(R3.6.30時点、会員数226)の会員募集の案内なども行っています。詳細については下記HPをご覧ください。

関連HP「いわて加速器関連産業研究会(いわて産業振興センターHP)」

<http://www.joho-iwate.or.jp/torihiki/ilc>





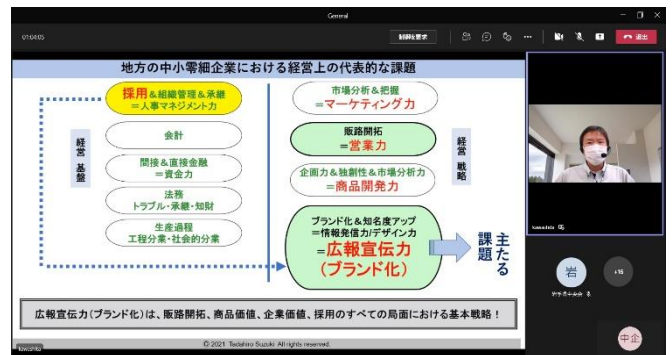
第2回 いわてキラリ企業・採用広報戦略研究会 開催

第2回「いわてキラリ企業・採用広報戦略研究会」を8月30日（月）にオンラインにて開催し、13社より14人の参加を頂いた。講師には、有限会社 KSI 代表取締役 鈴木 忠宏 氏をお招きし、「企業ブランディングと広報戦略の基本～企業のブランディング化に向けた広報宣伝上の課題・ハードル、メディア業界の仕組み及びパブリシティ等を含めた広報手段の考え方など～」をテーマに、自社をブランディングしていくための仕掛けづくりやパブリシティ等の活用を含めた広報戦略構築に向けた概論について説明頂いた。広報宣伝により得られる効果や地方の中小企業が広報宣伝を苦手としている理由、さらにはパブリシティの獲得について具体例など、これまでに知り得なかった視点も多く、参加者は戦略的な広報の重要性を認識していた。

この「いわてキラリ企業・採用広報戦略研究会」は計5回構成となっており、次回以降はより実践的な内容に踏み込んでいく予定である。



○講師 鈴木 忠宏 氏



○セミナー配信の様子

インボイス制度導入セミナーの開催について

本会では、10月25日（月）に、「インボイス制度導入セミナー」の開催を予定しております。インボイス制度とは、消費税に係る新しい制度で、正式名称は「適格請求書等保存方式」と呼ばれ、令和5年10月1日から開始されることとなっています。

この制度が実施されると、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として売り手から交付を受けた「適格請求書（インボイス）」等の保存が必要となります。また、この「適格請求書」を交付するためには、あらかじめ税務署に対して適格請求書発行事業者の登録申請を行うことが必要とされており、この登録申請手続きは令和3年10月1日から受付が開始されます。

同制度の導入により、免税事業者であっても仕入れ側との取引に影響が生じることも想定され、多くの中小企業者が対応に迫られる可能性があることから、インボイス制度の概要についての知識普及や円滑な導入に向けての講習会を下記のとおり開催するものです。詳細については、文書により改めてお知らせいたします。新型コロナウイルス感染症の状況により予定を変更する場合がございますので、その際はご了承ください。

- 開催日時：令和3年10月25日（月） 14：00～16：00
- 開催場所：アートホテル盛岡（盛岡市大通3丁目3番18号）
- 講師：税理士 八木橋 美紀 氏

○担当：連携支援部 TEL：019-624-1363

中小企業組合検定試験のお知らせ

中小企業組合士とは…

中小企業組合検定試験に合格し、かつ組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる資格です(全国中小企業団体中央会により認定)。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われます。

現在、全国で約3,000名の方が、中小企業組合士として組合(事業協同組合、商工組合、信用組合、企業組合、協業組合など)はもちろん、商工組合中央金庫、中小企業団体中央会等それぞれの分野で活躍しています。

中小企業組合士は、まさに組合運営のエキスパートです。

あなたの
チャレンジを
期待しています

組合役員の方へ

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。中小企業組合士は組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。

■中小企業組合検定試験概要

試験科目	組合会計、組合制度、組合運営 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	令和3年12月5日(日) <small>※詳しくは「中小企業組合検定試験のご案内(願書)」をご覧ください。</small>
試験地	札幌・青森・仙台・秋田・郡山・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・大分・鹿児島・那覇
受験料	6,600円(消費税込み) <small>※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。</small>
受験申込	願書に受験料を添えて、最寄りの中小企業団体中央会(願書の裏面一覧表参照)へお申し込み下さい。
願書受付期間	令和3年9月1日(水)～10月15日(金)
合格発表	令和4年3月1日(火)
中小企業組合士の 手続き	試験合格者には全国中小企業団体中央会から組合士認定申請についてご連絡いたします。

中小企業組合士が誕生するまでの通常の流れ



詳しくは全国中央会のホームページをご覧ください。

中小企業組合検定試験のご案内 (URL : <https://www.chuokai.or.jp/test/test.htm>)



<お問合せ先>

岩手県中小企業団体中央会 統括管理部

TEL : 019-624-1363

FAX : 019-624-1266



1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和3年8月25日発表)

7月のDIは、小幅改善に止まり引き続き足踏みが続く。半導体・電子部品、自動車関連等の製造業は、一部で動きが鈍くなっているものの引き続き改善傾向にある。一方で、原材料価格高騰の影響を受ける業種や、小売業、サービス業等の非製造業は、引き続き景況感は低迷しており、全体として足踏み状態が続いている。新型コロナウイルスの収束は依然として見通せず長期化の様相が続いており、収益面や資金繰り面で悪影響が続いている。新型コロナウイルスの影響を強く受けている業種に加え、好調な一部業種でも原材料高・部品の調達不安等により、先行きを不安視する声が続く多く寄せられている。

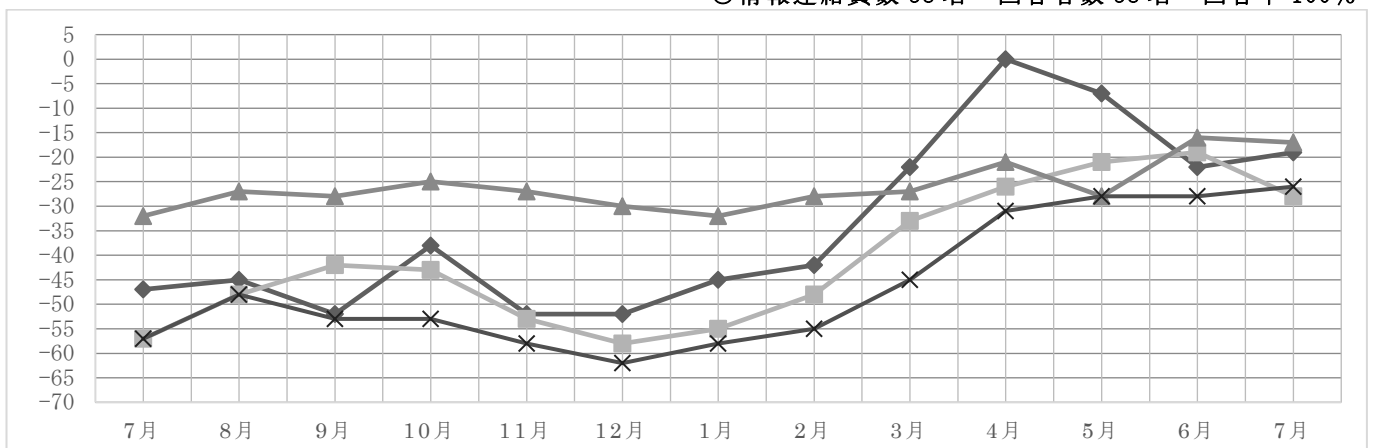
2. 景況天気図（県内）…令和3年6月と令和3年7月のDI比較

令和3年 7月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	6月	7月	前月比	6月	7月	前月比	6月	7月	前月比	
売上高	 △ 22	 △ 19	3P	 0	 20	20P	 △ 34	 △ 39	5P	
在庫数量	 △ 10	 △ 10	0P	 △ 10	 0	10P	 △ 10	 △ 20	10P	
販売価格	 3	 0	3P	 0	 0	0P	 5	 0	5P	
取引条件	 △ 10	 △ 10	0P	 △ 10	 △ 5	5P	 △ 11	 △ 13	2P	
収益状況	 △ 19	 △ 28	9P	 △ 15	 △ 10	5P	 △ 21	 △ 37	16P	
資金繰り	 △ 16	 △ 17	1P	 △ 10	 0	10P	 △ 18	 △ 26	8P	
設備操業度	 0	 0	0P	 0	 0	0P	—	—	—	
雇用人員	 △ 9	 △ 5	4P	 △ 5	 5	10P	 △ 11	 △ 11	0P	
業界の景況	 △ 28	 △ 26	2P	 △ 15	 △ 15	0P	 △ 34	 △ 32	2P	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…令和2年7月～令和3年7月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 58名・回答者数 58名・回答率 100%



令和3年7月 DI 《 ◆…売上 -19 ■…収益 -28 ▲…資金繰り -17 ×…景況 -26 》

Ⅲ. 各業種の概況（県内）…令和3年7月分

◇パン製造業

一向に上向かない消費に暑さが追い打ちをかけ、リテイルにおいては非常に厳しい状況。

◇酒類製造業

お中元商戦も終わり売上が思わしくない状況が続いているが、酒蔵は新酒を仕込む計画を行う。

◇めん類製造業

お中元の売上が減少しているが、都心部での緊急事態宣言等で又、巣ごもり需要があり、スーパー、生協等小売店への売上が増加している。

◇菓子製造業

一時的に売上が向上しているが、依然として新型コロナウイルスによる消費の低下が続く。

◇一般製材業

外材の入荷量の減少、価格高騰等の影響により、国産材の代替需要が継続、柱材、間柱の引合いが強く、製材工場はフル操業の状況が続く。

◇家具・装備品製造業

コロナ以前の水準までは回復しておらず、今後が心配である。

◇生コンクリート製造業

民需に増加が見られる地域はあるものの、官需は一部地域を除き大きく減少しており、全体として前年を下回る傾向が続いている。

◇金属製品製造業①

半導体不足を起因とする自動車関連で減産傾向にあり回復に予断を許さない状況となっている。

◇金属製品製造業②

鋼材価格上昇の中、厳しい収益環境となりつつある。入手難の鋼材も増え、先行き不透明感が増大。

◇一般機械器具製造業

原材料等生産資材及び人件費（人材派遣等々）が上昇している。

◇野菜果実卸売業

夏期は市場の取り扱いが大きく減少する時期ではあるが、野菜の数量・単価両方が昨年よりも減少するのは珍しい状態である。

◇水産物卸売業

海水温の上昇が不漁の原因か、取扱高は減少。

◇酒・調味料小売業

ホテルや飲食店への酒類納入は厳しい状況が続き、酒類消費の回復は一向に先の見えない状況が続いている。

◇野菜・果実小売業

高温で生育は順調だったが価格は下落、県内での

感染拡大で飲食関係の低迷、イベント関係中止等の影響で消費が落ち込んでいる。

◇食肉小売業

飲食店やホテル、旅館の客が少なく、売上の減少が続く。人件費や配送費用は以前のもままである。

◇各種商品小売業

近隣のお子様連れのファミリー客の来店減少、一時戻っていた高齢者の来店が再び減少している。

◇商店街（盛岡市）

外食やカラオケなどの全国チェーンから組合脱退の申し出が複数あり、対応に苦慮している。コロナによる業績不振を固定費削減交渉の好機と捉えているのではないかと勘繰ってしまう。

◇自動車整備業

県の新車販売台数は、半導体不足や国外生産の影響でマイナスとなったようである。

◇旅館業

県民割支援が継続中、いわて飲食店安心認証制度を利用したGoToイートも開始、飲食関連の復調になる事を期待する。

◇旅行業

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録の決定という、明るい話題に期待したいところだが、現状では、対策の打ちようがない。

◇建物サービス業

昨年度に比べ県内の有効求人倍率は増加しているものの、当業界の人手不足の状況は依然として変わらない。

◇土木工事業①

公共工事、特に土木工事については、端境期であるが受注難の状況にある。

民間設備投資が低迷し受注に影響が出ている。

◇土木工事業②

低価格により各社とも厳しい状況が続く。

◇土木工事業③

民間大型物件への納入に向け販売店とともに万全の体制で臨めるようスケジュールを作成中。

◇塗装工事業

官公庁の発注件数の減少と、コロナ禍による民間需要の低迷により業界の落ち込みが顕著に表れている。

◇一般乗用旅客自動車運送業

コロナ感染も高い数値で恒常化しており、これまでと同様タクシー利用への影響がしばらく続くものと思われる。

第73回中小企業団体全国大会開催のご案内

下記日程にて、第73回中小企業団体全国大会の開催を予定しておりますので、お知らせ致します。

- 開催日時 令和3年11月25日(木) 14:00~16:30
- 開催場所 パシフィコ横浜 国立大ホール(横浜市西区みなとみらい1-1-1)
- 大会内容 祝辞、議事、表彰式、大会宣言

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大会の内容変更の可能性がございます。大会の詳細は、後日改めてお知らせ致します。

○担当：企画振興部 TEL：019-624-1363

新春中央会組合トップセミナーのご案内

下記日程にて、新春恒例となっております新春中央会組合トップセミナーを開催致します。

- 開催日時 令和4年1月13日(木) 14:00~16:30
- 開催場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング(盛岡駅前北通2-27)

※大会の詳細につきましては、後日改めてご案内致します。

○担当：企画振興部 TEL：019-624-1363

今後のセミナー開催予定(多様な人材確保等総合支援事業)

本会では、今後も人材の採用・定着や副業・兼業人材の活用等をテーマとしたセミナーを開催致します。現時点で予定されているセミナーをご紹介しますので、ぜひとも参加をご検討ください。

なお、複数回構成のセミナーの場合でも、各回でテーマを設定しておりますので、興味がある回のみ参加が可能です。詳細は随時「いわてキラリ企業就職ナビサイト」に掲載致します。



セミナー名	内容	開催日時	講師	実施会場
広報戦略研究会 【全3回】	採用力強化のため、自社の魅力を分析し、ブランディングしていくための仕掛けづくりやパブリシティ等の活用を含めた広報戦略について学びます。	10/6(水) 14:00~16:00	(有)カオルスキーインターナショナル 代表取締役 鈴木 忠宏 氏	オンライン
		10/13(水) 14:00~16:00		
		12/8(水) 14:00~16:00		
定着向上セミナー	新入社員及び入社3年以内の若手社員を対象とした定着率向上のためのフォローアップ研修を行います。	9/27(月) 13:30~16:30	CO.CORO サポート 代表 藤村 七美 氏	オンライン +マリオス 会議室
社内動画教育研究 セミナー 【全2回】	人手不足の中でも行うことができ、社員の自己研鑽にも繋がると実施する企業が増えている「動画を活用した社内教育」について学びます。	10/20(水) 13:30~16:00	(株)ハウスチャイルド 代表取締役 家子 史穂 氏	オンライン
		11/8(月) 13:30~16:00	オフィス55 代表 高木 茂 氏	オンライン +マリオス 会議室

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和3年8月分

■岩手県中央会主な実施事業等		8月6日	第4回岩手地方最低賃金審議会
8月23日	岩手県中小企業団体中央会第3回三役会	8月17日	高齢・障害・求職者雇用支援機構運営協議会
■関係機関・団体主催行事への出席等		8月18日	岩手地方最低賃金審議会特別小委員会
8月5日	いわて女性の活躍促進連携会議	8月24日	第5回岩手地方最低賃金審議会